

人健康影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定について

「Ⅱ. 2(ア)閾値のあることが知られていないなど、慎重な検討が必要と考えられる発がん物質」への該当性を検討する物質

該当無し

「Ⅱ. 2(イ) 有害性評価値が非常に低い(0.0005以下)の物質」への該当性を検討する物質

※一般毒性又は生殖発生毒性における有害性クラス2には有害性値が0.005以下の物質が該当するところ、その10分の1以下(0.0005以下)の有害性評価値を有し、暴露クラスを勘案した場合に慎重な検討が必要と考えられる物質

該当無し

「Ⅱ. 2(ウ)生殖細胞への変異原性のある物質」への該当性を検討する必要があると考えられる物質

該当無し